

## 「インターKX財務会計」新リース会計基準対応版 概要

「インターKX財務会計 Ver.3.6」での対応内容をご案内します。

### 1.バージョンアップについて

インターKX財務会計 . . . Ver.3.3以降

#### \* 電子申告プログラム「InterKX 財務会計 Ver.3.50.e6」をお使いの場合

電子申告プログラムVer.3.50.e6をお使いのお客様の場合は、Ver.3.60へのバージョンアップ後に電子申告プログラムVer.e6の再セットアップを行ってください。

電子申告プログラムを含めたバージョン表示は「Ver.3.60.e6）」となります。

### 2.データの利用について

#### \* データの受け渡し処理の注意事項

InterKX 財務会計 Ver.3.6 で作成したデータをInterKX 財務会計 Ver.3.5 以前や財務応援 Super/Lite)Ver.7.5以前のプログラムで処理することが可能です。ただし制限事項がありますので、ご注意ください。(後述の旧バージョンプログラムでの制限を参照ください。)

### 3.新リース会計基準について

平成 19 年 3 月 30 日に「リース取引に関する会計基準」および「リース取引に関する会計基準の適用指針」が、企業会計基準委員会より公表され、所有権移転外ファイナンス・リース取引について、これまで例外処理として認められていた賃貸借処理が認められなくなりました。

#### リースの概要

リースは、設備の貸手が借手に対し、合意したリース期間中に使用する権利を与え、借手がリース料を支払う取引のことを言います。

このリース取引は、リース取引の期間中に契約を解除できない「ファイナンス・リース取引」と、それ以外の「オペレーティング・リース取引」に分類されます。ファイナンス・リース取引は、さらに「所有権移転外ファイナンス・リース取引」と「所有権移転ファイナンス・リース取引」に区分されます。

取引形態	
ファイナンス・リース取引	所有権移転ファイナンス・リース取引
	所有権移転外ファイナンス・リース取引
オペレーティング・リース取引	

#### 新リース会計基準の概要

##### (1)リース会計基準の改正概要

所有権移転外ファイナンス・リース取引について、これまで例外処理として認められていた賃貸借処理が認められなくなりました。

##### (2)適用対象外となる取引(引き続き賃貸借処理ができる取引)

短期リース(1年以内のリース取引)、少額リース(300万円以内のリース取引)については、賃貸借処理を行うことができます。

##### (3)中小企業における適用

中小企業については、新リース会計基準が強制適用されず、「中小企業の会計に関する指針」により、引き続き賃貸借処理が認められます。

##### (4)適用時期について

平成 20 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用となります。(なお早期適用(対象:平成 19 年 4 月 1 日以後開始事業年度)があります。)

取引形態		改正前	改正後	改正の影響
ファイナンス・リース取引	所有権移転	売買処理	売買処理	なし
	所有権移転外	(原則) 売買処理 (例外) 賃貸借処理	売買処理 ( )	あり
オペレーティング・リース取引		賃貸借処理	賃貸借処理	なし

( )短期リース・少額リースについては、賃貸借処理が容認されます。

中小企業においては、「中小企業の会計に関する指針」により賃貸借処理が認められます。

#### < 賃貸借処理 >

リース設備を貸借対照表に計上することなく、支払額をリース料として費用計上する。バランスシート(貸借対照表)上に表示されないことから、「リースオフバランス処理」と呼称されます。

#### < 売買処理 >

リース設備を貸借対照表に固定資産として計上した上で、そのリース設備について減価償却を行います。バランスシート(貸借対照表)上に表示されることから、「リースオンバランス処理」と呼称されます。

### 貸借対照上の表示(借手)

所有権移転外ファイナンス・リース取引を売買処理により行った場合、貸借対照表は次のようになります。(表示が追加となる科目のみを記載)

資産の部		負債の部	
固定資産	リース資産 固定資産の有形、無形それぞれに一括して「リース資産」として表示。	流動負債	リース債務 支払期限により、流動負債(1年以内)、固定負債(1年超)として表示。
有形固定資産		リース債務	
リース資産		固定負債	
無形固定資産		リース債務	
リース資産			

システムでは、「リース資産」「リース債務」等の科目を追加し、帳票の印刷順序の変更を行いました。

### 注記

新会計基準においては、リース資産について、重要性がないリース取引を除き、注記を行う必要があります。

また、従来と同様に賃貸借取引に準じて会計処理を行った場合も、注記(未経過リース料期末残高相当額)が必要となります。

システムでは、注記表の初期値を変更しました。

#### (1)売買処理(リースオンバランス)する場合の注記

以下の内容を表示します。

- ・主な資産の種類等
- ・減価償却の方法を注記

#### (2)賃貸借処理(リースオフバランス)する場合の注記

(中小企業で、賃貸借取引に準じて会計処理を行う場合)

(改正前からのリース資産について、賃貸借処理のままとする場合)

以下の内容を表示します。

- ・未経過リース料期末残高相当額

### 所有権移転外リースの会計処理(借手)

所有権移転外ファイナンス・リース取引について、原則処理である売買処理により会計処理を行う場合は、次の流れで会計処理を行います。

#### (1)リース資産及びリース債務の計上

リース取引日に、リース物件とこれに係る債務をリース資産およびリース債務として計上する。リース物件を自己の固定資産として認識する。(リース資産として計上)  
支払債務をリース債務として認識する。(リース債務として計上)

#### リース資産およびリース債務の計上額

原則として、リース契約締結時に合意されたリース料総額からこれに含まれている利息相当額の合理的な見積額を控除する方法によるとされています。

「リース資産、またはリース債務」 = 「リース料総額 - 利息相当分」

#### 利息相当分の計算について

原則は、利息法により計算することとされていますが、所有権移転外ファイナンス・リース取引のリース資産に重要性が乏しいと認められる場合には、以下のいずれかの方法を適用することができます。

( )利息相当分を控除しない方法。

この場合、リース資産およびリース債務は、リース料総額を計上します。

( )利息相当額の総額を定額でリース期間にわたり配分する方法。

#### (2)リース資産の減価償却

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、原則として、リース期間定額法により減価償却を行います。

償却年数は、原則として、リース期間を耐用年数とします。また、このとき、残存価額については、ゼロとします。

#### (3)簡便的な取り扱い

個々のリース資産に重要性が乏しいと認められる場合は、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理が可能とされます。

#### <賃貸借処理ができるケース>

- ・リース期間が1年以内。
- ・契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のリース取引。
- ・中小企業。

#### (4)適用初年度のリースの取り扱い

原則として、会計基準および適用指針による方法で会計処理し、変更による影響額は特別損益で処理します。

ただし、例外として、以下の2つがあります。

(例外その1)適用初年度の前年度末における未経過リース料残高、または未経過リース料期末残高相当額(利息相当額控除後)を取得価額とし、期首に取得したもとしてリース資産に計上する

(例外その2)一定の注記を条件に引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用する方法

## 改正リース税制

税制（法人税、所得税、消費税）においては、平成20年4月1日以後に契約するリース取引について、すべて売買処理により行うこととなります。また早期適用もありません。

	新リース会計基準	改正リース税制
適用開始時期	平成20年4月1日以後開始する事業年度（早期適用あり）	平成20年4月1日以後に契約するリース取引（早期適用なし）
処理方法	原則、売買処理 ただし、一部賃貸借処理が認められる ・300万円以下のリース取引 ・1年以内のリース取引 ・中小企業における会計処理	売買処理のみ

### <消費税の取り扱い>

消費税は、取引開始時に一括して消費税を計上することになります。上記のとおり、**税制上は賃貸借処理が認められませんので、会計上の処理が売買処理であっても、賃貸借処理であっても、消費税上は同じ計算を行うこととなります。**

### 所有権移転外ファイナンス・リース取引による仕訳例(借手)

以下は、所有権移転外ファイナンス・リース取引について、会計処理上売買処理をした場合と、賃貸処理をした場合の借手側の仕訳例です。

#### <取引概要> 車両運搬具のリース取引

- ・リース料：月額105,000円（税込）総額：3,780,000円（税込）
- ・リース期間：3年（36ヶ月）
- ・減価償却：月次で計上、リース期間定額法、間接法
- ・利息：利息相当分を控除しない方法
- ・消費税：税抜経理（ただし、仕訳入力は税込で行う）

#### (1)会計上の処理を売買処理とした場合

リース物件を自己の資産として認識するため、リース資産として借方計上します。また、取引により生じた債務をリース債務として貸方計上します。

借方	貸方	消費税区分	金額
[取引開始時]			
リース資産	リース債務	41:仕入対課 込	3,780,000
[各支払日]			
リース債務	現金	0:対象外	105,000
リース資産減価償却費	減価償却累計額	0:対象外	100,000
[リース物件返却時]			
減価償却累計額	リース資産	0:対象外	3,600,000

#### (2)会計上の処理を賃貸借処理とした場合

取引開始時に、消費税計算用の仕訳を起こします。

各支払日の仕訳計上時における消費税区分は「0:対象外」とします。

借方	貸方	消費税区分	金額
[取引開始時]			
車両運搬具	諸口	41:仕入対課 込	3,780,000
諸口	車両運搬具	0:対象外	3,600,000
諸口	未払金	0:対象外	180,000
[各支払日]			
リース料	現金	0:対象外	100,000
未払金	現金	0:対象外	5,000

## 4. システムでの対応内容について

### リース科目変換処理の対応

以下のデータについて、サポートメニューの<リース科目変換>処理を実行することにより、売買処理の際に必要な科目等を追加できるようにしました。(会社選択時の自動起動は行いません。)なお、リース科目変換による科目追加等の対応範囲は、借手側のみで貸手側の対応は行いません。

<リース科目変換>処理は、次のデータを対象とします。

#### [法人データ]

期首日付が H19.4.2 以降で、以下に該当するデータ

- ・一般法人データ(会社法変換済みデータ)
- ・簡易建設法人データ(会社法変換済みデータ)
- ・簡易医療法人データ

#### [個人データ]

期首日付が H20.1.1 以降で、以下に該当するデータ

- ・一般個人データ
- ・簡易建設個人データ
- ・簡易医療個人データ

### リース科目の対応

サポートメニューの<リース科目変換>処理を実行することにより、売買処理の際に必要な以下の 6 科目を追加しました。(コードは KX 準拠におけるコード)

コード	科目名	表示科目名	
3022	リース資産減価償却費	原り減価費	製造原価のリース資産減価償却
3023	リース資産減価償却費	管り減価費	販管費のリース資産減価償却
3024	リース資産	有リース資	有形固定資産のリース資産
3025	リース資産	無リース資	無形固定資産のリース資産
3026	リース債務	流リース債	流動資産のリース債務
3027	リース債務	固リース債	固定資産のリース債務

また、これらの科目については以下の対応をあわせて行います。

- ・キャッシュフロー科目対応表への追加
- ・内訳書連動用科目テーブルへの追加
- ・仕入控除税額に関する明細書の科目割付への追加
- ・青色申告決算書の科目割付への追加
- ・要約比較貸借対照表・損益計算書の科目割付の追加
- ・比較貸借構成図の科目割付の追加
- ・512 科目割付テーブルへの追加  
(社長・院長の四季連動、科目残高テキストファイルにて使用)
- ・電子申告用科目割付への追加

### 合計科目の追加対応

試算表の印刷で使用する合計科目を追加しました。

### 印刷順序への対応

決算書や試算表の印刷順序を変更しました。(印刷順序を独自にカスタマイズされていることを考慮して一部分のみを変更)

「B4 試算表」「B4 推移表」「L型 B4 試算表」「L型 B4 推移表」の印刷順序については、リース科目変換の際、次のいずれかから変換の形式を選択できるようにしました。

- ・リース会計科目を合計として出力する
- ・リース会計科目を明細として出力する

### 注記表の変更対応

注記表の初期値を変更しました。

(1) 中小企業用

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に未経過リース料についての注記を追加しました。

(2)共通（全項目用、公開会社用、中小企業用）

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の棚卸資産の評価方法に関する注記の内容を変更しました。（棚卸資産の評価に関する会計基準の改正のための変更）

#### マウスホイールを使用したスクロールのスクロール行変更

会社選択画面におけるマウスホイールを使用したスクロール行数を 1 行から任意の行数（マウスドライバでスクロール行数が設定されている場合）に変更しました。

#### 旧バージョンプログラムでの制限

リース科目変換を行ったデータを Ver.7.5 以前で使用することは問題ありませんが、次の制限がありますのでご注意ください。

- ・新マスターへの変換  
リース科目変換で追加された科目がすべて消失し、再び Ver.7.6 にデータを戻した場合もリース科目変換を再実行することはできません。
- ・社長・院長の四季連動  
512 科目に収めて出力する必要がありますが、518 科目として出力します。
- ・他システム連動（内訳書、キャッシュフロー分析応援）  
追加された 6 科目が出力されません。
- ・印刷順序の基本コピー  
リース科目変換により追加された科目が使用されません。
- ・残高取り込み  
前期データがリース科目変換されていない場合、「勘定科目コードに不一致がありますので、チェックリストを出力後中断します。」が表示され処理できません。